

産情発0327第6号
感発0327第34号
令和8年3月27日

都道府県知事
各市区町村長 殿
地方厚生(支)局長

厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
(公 印 省 略)

医療法施行令等の一部を改正する政令及び医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令等の公布について

医療法等の一部を改正する法律（令和7年法律第87号。以下「改正法」という。）については、令和7年12月12日に公布されたところですが、改正法の一部（電子診療録等情報の利活用等の推進等）の施行に関し、医療法施行令等の一部を改正する政令（令和8年政令第66号）及び医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和8年厚生労働省令第39号）等の関係省令3件が本日公布され、政省令について所要の整備等を行ったところです。

その趣旨については下記のとおりですので、貴職におかれては、内容について御了知の上、関係団体、関係機関等に周知願います。

記

第1 制定・改正の趣旨

1 医療法施行令等の一部を改正する政令の趣旨

改正法の施行に伴い、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）及び国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）が行う電子診療録等情報管理業務に係る政令の整備を下記のとおり行う。

（1）地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令（平成元年政令第205号）の一部改正

医療保険者等が費用を負担する業務の対象に、支払基金電子診療録等情報管理業務及び連合会電子診療録等情報管理業務が追加されたことに伴い、当該業務に係る費用負担額の算出方法について規定すること。

（2）厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）の一部改正

ア 支払基金電子診療録等情報管理業務及び連合会電子診療録等情報管理業務に関することを医政局参事官の職務に追加する。

イ その他所要の改正を行う。

2 医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の趣旨

改正法の施行に伴い、支払基金電子診療録等情報管理業務等に係る厚生労働省関係省令の整備を下記のとおり行う。

（1）地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第34号）の一部改正

ア 支払基金又は連合会に対する電子診療録等情報の提供について、主に以下の事項を規定する。

- ① 電子診療録等情報を提供する施設は、病院、診療所等とすること
- ② 電子診療録等情報の提供方法は、別途通知する厚生労働大臣が定める情報の送付方法により行うものとする
- ③ ①の開設者又は管理者が、支払基金又は連合会に対し提供する電子診療録等情報は、紹介状、入院期間中の診療経過の要約、傷病名に関する情報、検査に関する情報、感染症に関する情報、アレルギーに関する情報、医師その他の医療従事者が患者に対して行う指導に関する情報等とすること

イ 支払基金又は連合会が、国民が自らの電子診療録等情報を閲覧できるようにするとともに、医師等に対し電子診療録等情報を用いて必要な情報を提供し、又は閲覧できるようにすることについて、主に以下の事項を規定する。

- ① 国民による情報の閲覧は、情報提供等記録開示システム（マイナポータル）を通じて行うもの等とすること
- ② 医師等に対する情報の提供や医師等による情報の閲覧は、別途通知する厚生労働大臣が定める情報の送付方法又は表示方法により行うものとする

- ③ 国民が閲覧できるようにする情報は、①の開設者若しくは管理者が国民による閲覧が適切なものとして支払基金若しくは連合会に対して提供した傷病名に関する情報又は国民による閲覧により、国民に対する良質かつ適切な医療の効率的な提供に資する検査に関する情報、感染症に関する情報若しくはアレルギーに関する情報又は医師その他の医療従事者が患者に対して行う指導に関する情報等とすること
- ④ 医師等に対し提供し、又は閲覧できるようにする情報は、紹介状又は入院期間中の診療経過の要約又は①の開設者若しくは管理者が医師等への提供・医師等による閲覧が適切なものとして支払基金若しくは連合会に対して提供した傷病名に関する情報又は医師等への提供・医師等による閲覧により、国民に対する良質かつ適切な医療の効率的な提供に資する検査に関する情報、感染症に関する情報若しくはアレルギーに関する情報等とすること
- ⑤ 支払基金又は連合会が、医師等に対し必要な情報を提供し、又は閲覧できるようにする場合として、患者の同意が得られた場合のほか、人の生命等の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときを定めること
- ⑥ 医師等として、医師のほか、歯科医師又は薬剤師を定めること

ウ 電子診療録等情報管理業務以外の目的で支払基金又は連合会による電子診療録等情報の提供を認める場合として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第56条の50第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する調査及び研究を行う厚生労働大臣に当該情報を提供する場合を規定する。

エ 支払基金が行う電子診療録等情報管理業務に係る特別の会計に関して必要な事項を規定する。

オ 連合会が行う電子診療録等情報管理業務等を委託できる者として、公益社団法人国民健康保険中央会を規定する。

カ その他所要の改正を行う。

(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）の一部改正

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第56条の50第2項に規定する厚生労働大臣に対する電子診療録等情報等の提供は、厚生労働大臣が定める情報の送付方法により行うものとする。

イ その他所要の改正を行う。

3 社会保険診療報酬支払基金の支払基金電子診療録等情報管理業務に係る財務及び会計に関する省令（令和8年厚生労働省令第40号）の趣旨

支払基金の支払基金電子診療録等情報管理業務に係る財務及び会計について、経理原則、特別会計の区分経理・予算、事業計画・資金計画、収入支出の報告、事業報告書・決算報告書、附属明細書、閲覧期間に関する事項等を定める。

- 4 社会保険診療報酬支払基金の支払基金電子診療録等情報管理業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令（令和8年厚生労働省令第41号）の趣旨
支払基金が行う支払基金電子診療録等情報管理業務に係る業務方法書に記載すべき事項について規定する。

第2 施行期日

令和8年4月1日から施行するものとする。

政令第六十六号

医療法施行令等の一部を改正する政令
内閣は、医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（医療法施行令の一部改正）

第一条 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の五の表以外の部分中「又は助産所」を「若しくは助産所又は国の設置するオンライン診療受診施設」に改め、同条の表第二十四条の二第一項の項中「又は助産所の開設者」を「若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者」に改め、同条第二十四条の二第二項の項中「開設者」の下に「又は設置者」を加え、同条第二十五条第一項から第三項までの項上欄中「から第三項まで」を削り、同項中欄中「管理者」の下に「若しくはオンライン診療受診施設の設置者に対し、必要な報告を命じ」を加え、同項下欄中「管理者」の下に「若しくはオンライン診療受診施設の設置者に対し、必要な報告を命じ」を加え、同項下欄中「管理者」の下に「若しくはオンライン診療受診施設の設置者に対し、必要な報告を命じ、若しくはオンライン診療受診施設を設置する主務大臣に対し必要な報告をすべきことを申し出」を加え、同項の次に次のように加える。

第二十五条第一項	開設者若しくは管理者 オンライン診療受診施設の設置者に対し、診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提出を命じ	管理者に対し診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提出を命じ、若しくはオンライン診療受診施設を設置する主務大臣に対し診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を提出すべきことを申し出
第二十五条第二項	開設者若しくは管理者若しくはオンライン診療受診施設の設置者に対し、診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提出を命じ	管理者に対し診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提出を命じ、若しくはオンライン診療受診施設を設置する主務大臣に対し診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を提出すべきことを申し出
第二十五条第三項	開設者若しくは管理者	管理者

第二条第一項中「又は診療所」を「診療所又はオンライン診療受診施設」に改める。
第三条第一項中「又は助産所」を「若しくは助産所又は国の設置するオンライン診療受診施設」に改め、同条第二項中「又は診療所」を「診療所又はオンライン診療受診施設」に改め、「第二号」の下に「第十四条の五」を加え、並びに第三十条の十八の五第二項に改め、「第六項」の下に「並びに第三十条の十八の六第三項」を加え、同条第三項中「並びに第三十条の十八の五第二項」を「第三十条の十八の五第二項」に改め、「第六項」の下に「並びに第三十条の十八の六第三項」を加える。
第四条の見出し中「開設者」を「開設者等」に改め、同条第三項中「第八条」を「第八条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 オンライン診療受診施設の設置者は、法第八条第二項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、十日以内に、当該オンライン診療受診施設所在地の都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合は、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長）に届け出なければならない。

第四条の四第一号中「管理者」の下に「若しくはオンライン診療受診施設の設置者」を加え、「若しくは助産所に」を「助産所若しくはオンライン診療受診施設」に改め、同条第二号中「管理者」及び「当該病院、診療所若しくは助産所の開設者」の下に「若しくはオンライン診療受診施設の設置者」を加え、「若しくは助産所の運営」を「助産所若しくはオンライン診療受診施設の運営」に改める。

第四条の五の表以外の部分中「又は助産所」を「若しくは助産所又は国の設置するオンライン診療受診施設」に改め、同条の表前条第一号の項中欄中「管理者」の下に「若しくはオンライン診療受診施設の設置者に対し、必要な報告を命じ」を加え、同項下欄中「管理者」の下に「若しくは必要な報告を命じ、若しくはオンライン診療受診施設を設置する主務大臣に対し必要な報告をすべきことを申し出」を加え、同条第二号の項中欄中「管理者」の下に「若しくはオンライン診療受診施設の設置者に対し、診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提出を命じ」を加え、同項下欄中「管理者」の下に「若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提出を命じ、若しくはオンライン診療受診施設を設置する主務大臣に対し診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を提出すべきことを申し出」を加える。

医療法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和八年三月二十七日

内閣総理大臣 高市 早苗

（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令の一部改正）
第二条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令（平成元年政令第二百五号）の一部を次のように改正する。

第六条 第一項中「法第三十六条に規定する連合会電子処方箋管理業務」を「支払基金電子診療録等情報管理業務並びに法第三十六条に規定する連合会電子処方箋管理業務及び連合会電子診療録等情報管理業務」に改める。

（健康保険法施行令の一部改正）
第三条 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の第三項中「第八十条第七号、第八十一条第四号」を「第八十条第八号、第八十一条第五号」に改め、同条第二項中「第八十条第九号、第八十一条第六号」を「第八十条第十号、第八十一条第七号」に改める。

（健康増進法施行令の一部改正）
第四条 健康増進法施行令（平成十四年政令第三百六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第十号中「及び同法」を「同法」に改め、「助産所」の下に「及び同法第二条の第二項に規定するオンライン診療受診施設」を加える。

（地方自治法施行令の一部改正）
第五条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第七十四号の三十五項中「診療所及び助産所」を「同法第一条の五第二項に規定する診療所、同法第二条第一項に規定する助産所及び同法第二条の第二項に規定するオンライン診療受診施設」に改める。

（土地区画整理法施行令の一部改正）
第六条 土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第二項中「及び助産所」を「助産所及び同法第二条の第二項に規定するオンライン診療受診施設」に改める。

（都市計画法施行令の一部改正）
第七条 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二十六号八中「又は」を「若しくは」に改め、「施設」の下に「又は同法第二条の第二項に規定するオンライン診療受診施設」を加える。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正）
第八条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四の項へ中「ホ」を「ハ」に改め、同項中へをトとし、ハからホまでをニからハまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二条の第二項に規定するオンライン診療受診施設

（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令の一部改正）
第九条 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和四十七年政令第四百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「又は助産所」を「助産所又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二条の第二項に規定するオンライン診療受診施設」に改める。

（特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令及び地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正）
第十条 次に掲げる政令の規定中「又は同法」を「同法」に改め、「助産所」の下に「又は同法第二条の第二項に規定するオンライン診療受診施設」を加える。

一 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百五十五号）第六条第二号

二 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）第二条第九号

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部改正）
第十一条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条 第一項第一号中「助産所」という。の下に「同法第二条の第二項に規定するオンライン診療受診施設（以下この条及び同号において「オンライン診療受診施設」という。）を、「行われるもの」の下に「（オンライン診療受診施設において「オンライン診療」という。）に係るものに限る。」を加え、同項第二号中「病院等」の下に「オンライン診療に係るものに限る。」を加え、同項第四号中「助産所」の下に「オンライン診療受診施設」を加え、「除く」を「除き、オンライン診療受診施設において」に改め、同項第五号から第七号までの規定中「病院等」の下に「オンライン診療受診施設」を、「行われるもの」の下に「（オンライン診療受診施設において」に改め、オンライン診療に係るものに限る。」を加える。

（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令の一部改正）
第十二条 次に掲げる政令の規定中「又は助産所」を「助産所又は医療法第二条の第二項に規定するオンライン診療受診施設」に改める。

一 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第七号第三号

二 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）第七号第三号

（健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）
第十三条 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十八年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項第一項中「第八十条第七号及び第八号、第八十一条第四号及び第五号」を「第八十条第八号及び第九号、第八十一条第五号及び第六号」に改め、同条第二項中「第八十条第九号、第八十一条第六号」を「第八十条第十号、第八十一条第七号」に改める。

（厚生労働省組織令の一部改正）
第十四条 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の第二号を次のように改める。

二 社会保険診療報酬支払基金の行う業務に関すること（医療介護総合確保法第二十五条第一項に規定する支払基金電子診療録等情報管理業務（第二百二十条第五号において「支払基金電子診療録等情報管理業務」という。）及び医療機関等情報化補助業務（診療録に関することに限る。）に関することに限る。）。

第三十九条の二中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 国民健康保険団体連合会の行う業務に関すること（医療介護総合確保法第三十六条に規定する連合会電子診療録等情報管理業務（第二百二十一条第二号において「連合会電子診療録等情報管理業務」という。）に関することに限る。）。

○厚生労働省令第三十九号
 医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。
 令和八年三月二十七日
 厚生労働大臣 上野賢一郎

第一条 医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部改正）
 第一条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。
 （傍線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
<p>第十条 (電磁的方法により処方箋に記録された情報の閲覧等) 法第十二条の二第二項の規定による情報の閲覧は、情報提供等記録開示システム（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムをいう。第十五条第二項及び第十九条の五第一項において同じ。）を通じて行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(法第十二条の三第一項の厚生労働省令で定める施設)</p> <p>第十九条の二 法第十二条の三第一項の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 病院 二 診療所 三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める施設</p> <p>(電磁的方法による電子診療録等情報の提供)</p> <p>第十九条の三 法第十二条の三第一項の規定による支払基金又は連合会に対する電子診療録等情報（同項に規定する電子診療録等情報をいう。以下同じ。）の提供は、厚生労働大臣が定める情報の送付方法により行うものとする。</p>	<p>第十条 (電磁的方法により処方箋に記録された情報の閲覧等) 法第十二条の二第二項の規定による情報の閲覧は、情報提供等記録開示システム（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムをいう。第十五条第二項において同じ。）を通じて行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第十条 (電磁的方法により処方箋に記録された情報の閲覧等) 法第十二条の二第二項の規定による情報の閲覧は、情報提供等記録開示システム（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムをいう。第十五条第二項において同じ。）を通じて行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第十条 (電磁的方法により処方箋に記録された情報の閲覧等) 法第十二条の二第二項の規定による情報の閲覧は、情報提供等記録開示システム（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムをいう。第十五条第二項において同じ。）を通じて行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>

(法第十二条の三第一項の厚生労働省令で定めるもの)
第十九条の四 法第十二条の三第一項に規定する診療録その他の心身の状況に関する記録に係る情報であつて厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる情報とする。

- 一 紹介状（これに関連する情報を含む。）
- 二 入院期間中の診療経過の要約（これに関連する情報を含む。）
- 三 次に掲げる情報
 - イ 傷病名に関する情報
 - ロ 検査に関する情報
 - ハ 感染症に関する情報
 - ニ アレルギーに関する情報
- 四 医師その他の医療従事者が患者に対して行う指導に関する情報
- 五 その他必要な情報

(電磁的方法による電子診療録等情報の閲覧等)

第十九条の五 法第十二条の三第二項の規定による国民による電子診療録等情報の閲覧は、情報提供等記録開示システムを通じて行うものとする。

2 法第十二条の三第二項の規定による国民による電子診療録等情報の閲覧は、次に掲げる情報についてのみ行うものとする。

- 一 前条第三号イに掲げる情報（法第十二条の三第一項の厚生労働省令で定める施設の開設者又は管理者が国民が閲覧することが適切なものとして支払基金又は連合会に対して提供したものに限る。）
 - 二 前条第三号ロに掲げる情報（国民が閲覧することにより、国民に対する良質かつ適切な医療の効率的な提供に資するものに限る。）
 - 三 前条第三号ハに掲げる情報（国民が閲覧することにより、国民に対する良質かつ適切な医療の効率的な提供に資するものに限る。）
 - 四 前条第三号ニに掲げる情報（国民が閲覧することにより、国民に対する良質かつ適切な医療の効率的な提供に資するものに限る。）
 - 五 前条第四号に掲げる情報
 - 六 前条第五号に掲げる情報のうち必要な情報
- 3 法第十二条の三第二項の規定による同項に規定する医師等（以下この条において「医師等」という。）に対する電子診療録等情報の提供又は医師等による電子診療録等情報の閲覧は、厚生労働大臣が定める情報の送付方法又は表示方法により行うものとする。
- 4 法第十二条の三第二項の規定による医師等に対する電子診療録等情報の提供又は医師等による電子診療録等情報の閲覧は、次に掲げる情報についてのみ行うものとする。
- 一 前条第一号に掲げる情報
 - 二 前条第二号に掲げる情報
 - 三 前条第三号イに掲げる情報（法第十二条の三第一項の厚生労働省令で定める施設の開設者又は管理者が医師等に対し提供すること又は医師等が閲覧することが適切なものとして支払基金又は連合会に対して提供したものに限る。）
 - 四 前条第三号ロに掲げる情報（医師等に対し提供すること又は医師等が閲覧することにより、国民に対する良質かつ適切な医療の効率的な提供に資するものに限る。）

(新設)

(新設)

五 前条第三号ハに掲げる情報(医師等に対し提供すること又は医師等が閲覧することにより、国民に対する良質かつ適切な医療の効率的な提供に資するものに限る。)

六 前条第三号ニに掲げる情報(医師等に対し提供すること又は医師等が閲覧することにより、国民に対する良質かつ適切な医療の効率的な提供に資するものに限る。)

七 前条第五号に掲げる情報のうち必要な情報

(法第十二条の三第二項の厚生労働省令で定める場合)

第十九条の六 法第十二条の三第二項の厚生労働省令で定める場合は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるときとする。

(法第十二条の三第二項の厚生労働省令で定める者)

第十九条の七 法第十二条の三第二項の厚生労働省令で定める者は、当該患者に医療を提供する歯科医師又は薬剤師とする。

(法第十二条の四の厚生労働省令で定める場合)

第十九条の八 法第十二条の四の厚生労働省令で定める場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第一百四十四号)第五十六条の五十第二項に基づき、同条第一項の規定による調査及び研究を行う厚生労働大臣に対し支払基金又は連合会が電子診療録等情報を提供する場合とする。

(再編計画の認定の申請)

第二十条 法第十三条第一項の規定により再編計画の認定を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 〇三 (略)

四 法第十三条第二項各号に掲げる事項が、医療法第三十条の十四第一項に規定する協議の場における協議に基づくものであることを示す書類

2 厚生労働大臣は、前項の申請書及び書類のほか、再編計画が法第十三条の二各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

(再編計画の記載事項)

第二十一条 法第十三条第二項第四号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(再編計画の軽微な変更)

第二十二条 法第十三条の五第一項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 前号に掲げるもののほか、法第十三条第一項の認定を受けた再編計画の実施に支障がないと厚生労働大臣が認める変更

(特別会計)

第二十五条 法第二十六条に規定する医療機関等情報化補助業務、支払基金連結情報提供業務、支払基金電子処方箋管理業務及び支払基金電子診療録等情報管理業務に係る特別の会計は、医療介護情報化等特別会計とする。

(法第三十七条の二の厚生労働省令で定める者)

第二十五条の二 法第三十七条の二の厚生労働省令で定める者は、公益社団法人国民健康保険中央会とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(再編計画の認定の申請)

第二十条 法第十二条の二の二第一項の規定により再編計画の認定を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 〇三 (略)

四 法第十二条の二の二第二項各号に掲げる事項が、医療法第三十条の十四第一項に規定する協議の場における協議に基づくものであることを示す書類

2 厚生労働大臣は、前項の申請書及び書類のほか、再編計画が法第十二条の三各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

(再編計画の記載事項)

第二十一条 法第十二条の二の二第二項第四号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(再編計画の軽微な変更)

第二十二条 法第十二条の六第一項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 前号に掲げるもののほか、法第十二条の二の二第一項の認定を受けた再編計画の実施に支障がないと厚生労働大臣が認める変更

(特別会計)

第二十五条 法第二十六条に規定する医療機関等情報化補助業務、支払基金連結情報提供業務及び支払基金電子処方箋管理業務に係る特別の会計は、医療介護情報化等特別会計とする。

(新設)

<p>(権限の委任)</p> <p>第二十六条 法第三十八条の二第一項の規定により、法第十三条第一項、第十三条の二(第十三条の五第三項において準用する場合を含む。)、第十三条の三(第十三条の五第三項及び第十三条の七第二項において準用する場合を含む。)、第十三条の四(第十三条の五第三項及び第十三条の七第二項において準用する場合を含む。)、第十三条の五第一項及び第二項、第十三条の六、第十三条の七第一項、第十三条の八、第十四条第一項、第十六条第一項(法第十八条第二項において準用する場合を含む。)、第十七条第一項(法第十八条第二項及び第二十一条第二項において準用する場合を含む。)、第十八条第一項、第十九条、第二十条、第二十一条第一項並びに第二十三条に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(法第三十九条の二第一項の厚生労働省令で定める者)</p> <p>第二十七条 法第三十九条の二第一項の厚生労働省令で定める者は、保護の実施機関とする。</p>	<p>(権限の委任)</p> <p>第二十六条 法第三十八条の二第一項の規定により、法第十二条の二の二第一項、第十二条の三(第十二条の六第三項において準用する場合を含む。)、第十二条の四(第十二条の六第三項及び第十二条の八第二項において準用する場合を含む。)、第十二条の五(第十二条の六第三項及び第十二条の八第二項において準用する場合を含む。)、第十二条の六第一項及び第二項、第十二条の七、第十二条の八第一項、第十二条の九、第十四条第一項、第十六条第一項(法第十八条第二項において準用する場合を含む。)、第十七条第一項(法第十八条第二項及び第二十一条第二項において準用する場合を含む。)、第十八条第一項、第十九条、第二十条、第二十一条第一項並びに第二十三条に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(法第三十九条の二第一項の厚生労働省令で定めるもの)</p> <p>第二十七条 法第三十九条の二第一項の厚生労働省令で定めるものは、保護の実施機関とする。</p>
--	--

<p>第二十一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正)</p> <p>第二十一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)の一部を次の表のように改正する。</p>	<p>改正後</p> <p>目次</p> <p>第一章 第十一章 (略)</p> <p>第十二章の二 感染症及び病原体等に関する調査及び研究並びに医薬品の研究開発(第三十一条の四十一―第三十一条の五十三)</p> <p>第十三章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(厚生労働大臣に対する電子診療録等情報等の提供)</p> <p>第三十一条の五十三 法第五十六条の五十第二項の規定による厚生労働大臣に対する電子診療録等情報等の提供は、厚生労働大臣が定める情報の送付方法により行うものとする。</p>	<p>改正前</p> <p>目次</p> <p>第一章 第十一章 (略)</p> <p>第十一章の二 感染症及び病原体等に関する調査及び研究並びに医薬品の研究開発(第三十一条の四十一―第三十一条の五十二)</p> <p>第十二章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(新設)</p>
---	---	--

この省令は、医療法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和八年四月一日)から施行する。

附則

○厚生労働省令第四十号

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二十八条第二項及び第三項並びに第三十四条の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金の支払基金電子診療録等情報管理業務に係る財務及び会計に関する省令を次のように定める。

令和八年三月二十七日

厚生労働大臣 上野賢一郎

（経理原則）

第一条 社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（以下「法」という。）第二十五条第一項に規定する支払基金電子診療録等情報管理業務（以下「支払基金電子診療録等情報管理業務」という。）に係る財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて処理しなければならぬ。

（勘定区分）

第二条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）第二十五条に規定する医療介護情報化等特別会計のうち、法第二十六条に規定する支払基金電子診療録等情報管理業務に係る経理においては、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産、負債及び資本を計算し、損益勘定においては収益及び費用を計算する。

（予算の内容）

第三条 前条の経理の予算は、予算総則及び収入支出予算とする。

(予算総則)

第四条 予算総則には、収入支出予算に関する総括的規定を設けるほか、次に掲げる事項に関する規定を設けるものとする。

- 一 第七条第二項の規定による経費の指定
- 二 第八条第一項ただし書の規定による経費の指定
- 三 その他予算の実施に関し必要な事項

(予算の添付書類)

第五条 支払基金は、法第二十七条前段の規定により、支払基金電子診療録等情報管理業務に関し、予算について認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 前事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書
- 二 当該事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書
- 三 その他当該予算の参考となる書類

2 支払基金は、法第二十七条後段の規定により、支払基金電子診療録等情報管理業務に関し、予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、変更が前項第二号又は第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

(予備費)

第六条 支払基金は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収入支出予算に予備費を設けることができる。

2 支払基金は、厚生労働大臣の承認を受けなければ予備費を使用することができない。

3 支払基金は、前項の規定による承認を受けようとするときは、使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(予算の流用)

第七条 支払基金は、支出予算については、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。ただし、予算の実施上必要かつ適当であるときは、支出予算に定めた各項の間において理事会の議決を経て、相互流用することができる。

2 支払基金は、予算総則で指定する経費の金額については、厚生労働大臣の承認を受けなければ、それらの経費の間又は他の経費との間に相互流用することができない。

3 支払基金は、前項の規定による承認を受けようとするときは、流用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(予算の繰越し)

第八条 支払基金は、予算の実施上必要があるときは、支出予算の経費の金額のうち当該事業年度内に支出決定を終わらなかつたものを翌事業年度に繰り越して使用することができる。ただし、予算総則で指定する経費の金額については、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2 支払基金は、前項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、当該事業年度未までに、事項ごとに繰越しを必要とする理由及び金額を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 支払基金は、第一項の規定による繰越しをしたときは、翌事業年度の五月三十一日までに、繰越計算書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

4 前項の繰越計算書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 繰越しに係る経費の支出予算現額
- 二 前号の経費の支出予算現額のうち支出決定済額
- 三 第一号の経費の支出予算現額のうち翌事業年度への繰越額
- 四 第一号の経費の支出予算現額のうち不用額

(事業計画及び資金計画)

第九条 法第二十七条に規定する支払基金電子診療録等情報管理業務に関する事業計画には、次に掲げる事項についての計画を記載しなければならない。

一 法第二十四条第三項各号の規定により行う支払基金電子診療録等情報管理業務に関する事項

二 その他必要な事項

2 法第二十七条に規定する支払基金電子診療録等情報管理業務に関する資金計画には、次に掲げる事項についての計画を記載しなければならない。

- 一 資金の調達方法
- 二 資金の用途
- 三 その他必要な事項

3 支払基金は、法第二十七条後段の規定により、支払基金電子診療録等情報管理業務に関する事業計画又は資金計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(収入支出等の報告)

第十条 支払基金は、毎月、収入及び支出についてはその金額を明らかにした報告書により、翌月末日までに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

(事業報告書)

第十一条 法第二十八条第二項の支払基金電子診療録等情報管理業務に関する事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 事業内容、職員の定数及びその前事業年度末との比較、沿革、支払基金の設立の根拠となる法律が社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）である旨及び支払基金電子診療録等情報管理業務を行う根拠となる法律が法である旨並びに主管省庁が厚生労働省である旨
- 二 役員の数並びに各役員の氏名、役職、任期及び経歴
- 三 その事業年度及び過去三事業年度以上の事業の実施状況（第九条第一項の事業計画及び同条第二項の資金計画の実施の結果を含み、国から補助金等の交付を受けているときはその名称、受入れに係る目的及び金額を含む。）
- 四 支払基金が対処すべき課題（支払基金電子診療録等情報管理業務に係るものに限る。）

(決算報告書)

第十二条 法第二十八条第二項の支払基金電子診療録等情報管理業務に関する決算報告書は、収入支出決算書とする。

2 前項の決算報告書には、第四条の規定により予算総則に規定した事項に係る予算の実施の結果を記載しなければならない。

(収入支出決算書)

第十三条 前条第一項の収入支出決算書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 次に掲げる収入に関する事項
 - イ 収入予算額
 - ロ 収入決定済額
 - ハ 収入予算額と収入決定済額との差額
- 二 次に掲げる支出に関する事項
 - イ 支出予算額
 - ロ 前事業年度からの繰越額
 - ハ 予備費の使用の金額及びその理由
 - ニ 流用の金額及びその理由
 - ホ 支出予算現額
 - ヘ 支出決定済額
 - ト 翌事業年度への繰越額
 - チ 不用額

(附属明細書)

第十四条 法第二十八条第三項の支払基金電子診療録等情報管理業務に関する附属明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 次に掲げる主な資産及び負債の明細
 - イ 引当金及び準備金の明細（引当金及び準備金の種類ごとの事業年度当初及び事業年度末における状況を含む。）
 - ロ 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、現金及び預金、受取手形、売掛金、支払手形、買掛金、未決算勘定その他の主な資産及び負債の明細
- 二 次に掲げる主な費用及び収益の明細
 - イ 国からの補助金等の明細（当該事業年度に国から交付を受けた補助金等の名称、当該補助金等に係る国の会計区分並びに当該補助金等と貸借対照表及び損益計算書に掲記されている関連科目との関係を含む。）
 - ロ 役員及び職員の給与費の明細
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、支払基金電子診療録等情報管理業務の特性を踏まえ重要と認められる費用及び収益の明細

(閲覧期間)

第十五条 法第二十八条第三項の厚生労働省令で定める期間（支払基金電子診療録等情報管理業務に関する財務諸表及び附属明細書並びに事業報告書、決算報告書及び監事の意見書に係るものに限る。）は、五年間とする。

(会計規程)

第十六条 支払基金は、支払基金電子診療録等情報管理業務の財務及び会計に関し、法及びこの省令に定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。

2 支払基金は、前項の会計規程を定めようとするときは、その基本的事項について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

3 支払基金は、第一項の会計規程を制定し、又は変更したときは、その理由及び内容を明らかにして、遅滞なく厚生労働大臣に届け出なければならない。

附 則

この省令は、医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○厚生労働省令第四十一号

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二十五条第二項の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金の支払基金電子診療録等情報管理業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令を次のように定める。

令和八年三月二十七日

厚生労働大臣 上野賢一郎

社会保険診療報酬支払基金の支払基金電子診療録等情報管理業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第二十五条第二項の業務方法書に記載すべき事項は、社会保険診療報酬支払基金が行う支払基金電子診療録等情報管理業務（同条第一項に規定する支払基金電子診療録等情報管理業務をいう。）に関し必要な事項とする。

附 則

この省令は、医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。